

松戸市教育委員会会議録

令和2年1月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和2年1月定例会

開 会	令和2年1月9日 (木) 午前10時より	閉 会	令和2年1月9日 (木) 午前11時00分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山形 照恵	
出席委員 氏名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和2年1月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	片田 雅文	21		
2	生涯学習部 審議監	津川 正治	22		
3	学校教育部 部長	小澤 英明	23		
4	学校教育部 審議監	岡村 隆秀	24		
5	教育企画課 課長	菊地 治秀	25		
6	” 参事	平松 澄明	26		
7	” 専門監	村上 陽子	27		
8	” 課長補佐	大西 真	28		
9	” 主査	永淵 智幸	29		
10	” 主任主事	島村 仁美	30		
11	” 主事	宮本 愛菜	31		
12	学務課 課長	西郡 泰樹	32		
13	” 課長補佐	加藤 尚美	33		
14	” 主幹	横山 忍	34		
15	指導課 課長	吉野 桂子	35		
16	” 課長補佐	浦上 和茂	36		
17	” 課長補佐	藤中 孝一	37		
18	” 指導主事	須藤 卓眞	38		
19	” 指導主事	小林 裕範	39		
20	教育研究所 所長	野崎 隆	40		

令和2年1月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和2年1月9日（木） 午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

令和2年1月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第32号

松戸市学区審議会に対する諮問について (学務課)

② 議案第33号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する
条例の制定について (指導課)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に5名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 それでは、ただいまから令和2年1月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山形委員にお願いいたします。

山形委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案2件となっております。

では、ここからの議事進行を山田教育長職務代理者にお願いします。

◎議案第32号

教育長職務代理者 それでは、本年もどうぞひとつよろしくお願いいたします。

日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第32号「松戸市学区審議会に対する諮問について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 おはようございます。

学務課でございます。

それでは、議案第32号「松戸市学区審議会に対する諮問について」提案させていただきます。

今回、審議会の開催が必要になった理由でございますが、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う学区の変更について、審議会に諮問するためでございます。

小中学校あわせて7校に特別支援学級を開設することについて、2ページからの資料をもとにご説明いたします。

松戸市では、特別支援学級のニーズが高まっており、自立と社会参加を目指して中長期計画のもと特別支援学級の新規開設を進めております。現在、松戸市内の小学校に知的障害特別支援学級は17校設置されております。設置率は37.7%と低く、保護者の送迎のもと30分程度の時間をかけて通学している児童もおります。そのため、利便性のよい学校に児童が集中する傾向が強く、局地集中・大規模化が進んでおります。また、中学校については、特別支援学級就学生徒の増加に伴い局地集中・大規模化が進んでおる状況でございます。

そこで、令和2年度、新たに旭町小学校、牧野原小学校、八ヶ崎第二小学校、旭町中学校の4校で知的障害特別支援学級開設を、六実中学校、牧野原中学校、小金北中学校の3校で自閉症・情緒障害特別支援学級の開設を計画しておる次第でございます。

小中学校あわせて7校に特別支援学級が開設されることで、当該校及び松戸市全体の特別支援教育の向上につながるとともに、各地区の特別支援学級の大規模化を解消することにも寄与すると考えられます。

以上のことから、市内小学校3校、中学校1校に知的障害特別支援学級を開設し、中学校3校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設することに伴い、学区を変更しなければならないため、今回、学区審議会に諮問することとなりました。

なお、松戸市学区審議会の開催は、本年1月27日を予定しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

議案第32号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

資料のほうは、今ご説明いただいたもののほか、全部で14ページになりますけれども、後ろに地図、現状図、変更予定図ということで松戸市の地図の学区が示されています。

全体について、まずご質問、確認事項等おありかと思えます。

いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 学区についてはご報告のとおりで、意見はありません。特別支援学級の全体について聞きたいんですが、特別支援学級に配置する職員の数は、資料を見ると、8名まで1名で16名まで2名の形になっているんだと思いますけれども、実際に学校訪問で授業を見させてもらうと、もっと手厚く先生が補充されているように見えますが、あれは何か補助員みたいな形で、松戸市が負担してやっているという理解でいいのでしょうか。

教育研究所長 研究所です。

各学校、県の職員が各学級1名配置されているのに加えて、松戸市では、学級数に応じまして補助教員、補助員を配置しております。その配置は市の予算で行っております。

以上です。

市場委員 もう一つ、それについて基準みたいなものは、どんなふうになっているのか。

教育研究所長 基本は、学級に1名という形になります。

市場委員 学級に1名。それは何人の学級でも1名なんですか。

教育研究所長 はい。ただ、お子さんの状況に応じましては、支援が必要な場合にさらに配置ということもございます。

市場委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかに。

山形委員。

山形委員 山形です。

2ページにあります設置率は、現在が37.7%という認知でよかったかというところと、7校増えることでどのぐらいのパーセンテージになるのかという確認が1点。もう1点は、家族の送迎などもあって近くの学校ができることで負担感は減るながらも、既に在籍しているところに残りたいだとか、保護者によっては仕事をしていて、仕事の都合で送り迎えは自分の学区よりも別の学区のほうがいいという人もいるかもしれないときに、学区を越えて選択できるかどうかということが知りたいです。

教育長職務代理者 学務課長、お願いいたします。

学務課長 今、ご指摘ございました設置率でございますけれども、37.7%というのは現在の状況ですので、この後新設されることによって、ちょっとパーセンテージは申しわけない、計算していないんですけれども、上がっていくというようなことで、先ほどお話し差し上げましたとおり、計画的に進めていこうというふうに考えている状況でございます。

また、もう一つご質問いただきました件でございますけれども、何でしたか……学区を越えてということでございますけれども、今お話しがあったとおり、お子さんの状況もございますので、一概に新しい学区になったからそちらに移動するということじゃなくて、教員との相性だとか学校の校風だとかいろいろな状況の中で、必ずしも新しい学校ができたからそっちというのを画一的に動かすというものではないんですけれども、ただ、今お話しのように、なるべくこう人数が集中しないような形にしていきたいというようなことで、計画的に設置を進めているという状況でございます。

以上でございます。

山形委員 ありがとうございます。

武田委員 武田です。

最終的には100%を目指すというのが目標だったと思うんですけれども、特別支援学級の教員というのは、普通教員がある種の講習会とかそういう機会を通して、専任になっていかれる方も多いかと思えます。100%を目指すというと、そういったところでのスキルを積んでいくやり方とかというのは、松戸市でも確立していることと拝察します。今回も大分増やしている中で、これから教員になってくれる方々も含めて教員の皆様は、自分は普通学級の先生になると思ってくる人は結構多いんですよね。その中で、特支がこれだけ増えてくると、そうではないという可能性があるというところでのフォローというか、そういったところはどのようなふうに、今、現状構築されているのかというのを教えていただけますか。

教育研究所長 まず、100%を目指して設置のほうは進めております。実際そうなりますと、教員の特別支援教育の免許を持っている先生が全て配置できるかというところ、そうではありません。実際、一般の教員も大学の時から特別支援教育のことを学んできています。

ただ、当然実践としておりませんので、松戸市のほうから予算を出していただきまして、巡回指導員という制度がありまして、そのすぐれた技術を持った先生が各学校を回って、特に開設して新しい先生とかの指導を行ったり、開設に当たりまして、新しい先生を今年度集めまして研修会を8回行ったりとか、そういう形で特別支援教育に関する研修等で育ててお

ります。

また、それとは別に担任の研修会を行ったり、一般の教員も含めて、特別支援教育に関する研修会を夏季休業中に行う等の形で充実を進めているところであります。

教育長職務代理者 よろしいですか。

武田委員 今のお話の中で出てきた巡回指導員に当たられる先生というのは、現在、松戸市中では何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

教育研究所長 今現在、3名充てております。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

武田委員。

武田委員 その方たちというのは、結局固定した自分の学級というものの担任を持たないで、巡回して指導に当たるということを主とした仕事としてなさっているというふうに捉えてよろしいのですかね。

教育研究所長 ふだんは学校のほうに配置をしております、そこでの補助という形でも行っておりますが、学校の要請によって、あと巡回をして回って各担任のほうの指導に当たっているという形で、担任にはついておりません。

教育長職務代理者 担任にはついていないというご答弁です。

よろしいでしょうか。

武田委員 ありがとうございます。

教育研究所長 あと、退職の校長先生にも、ご指導いただいたりとかもしております。

教育長職務代理者 それは巡回指導員とは別枠ですか。

教育研究所長 別枠で、アドバイスとかそういったものをしていただいている方もいます、児童観察員としてですが。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員、ありますか。

武田委員 私も特段詳しいわけではないと思うんですけども、非常に特別支援を必要とする児童の数が増えているということの懸念とともに、やはり先生方のスキルの構築がすごく難しいジャンルなのかなと思います。そういったことをきちんとやっていますという告知のほうも、ぜひお願いしていきたいなと思います。

以上です。

伊藤委員 伊藤です。

今のことにちよつと絡むんですけれども、今回特別支援学級を7校において開設する必要を見させていただくと、確かに必要性が高いところが重点的に選ばれていると思うし、あと学級の地区の変更の様子を見ても、割とそれがバランスよくなされているのかなという感じがしています。

先ほどの話で100%を目指すということですが、いきなりもちろんそれには持っていきなし、いろんな問題があるのですが、今後の何かこう増設の見通しというか、今後どういう方針に基づいてやっていくのか。いろんな制約はあると思うんですけれども、その辺の何かお考えがあれば、教えていただければと思います。

教育研究所長 今後の見通しですが、まずは特別支援学級を各学校に1学級以上つくるという形で進めております。ただ何分、教室の空き状況や子どもの人数を見計らいながら、設置していきたいと思います。最終的には、知的学級、情緒学級、1学級ずつ各学校にあるような形で進められたらと考えておりますが、今は100%何かしらの特別支援学級を置くということで進めております。

以上です。

教育長職務代理者 よろしいですか。

今回、県費の職員の方が、また教員の方が配置されると思うんですが、補充されると思うんですけれども。これはそういう意味ではそういう特別支援学級の教員として、そういうスキルを持った方が来られるという理解でよろしいんですか。それは全体として松戸市の中で調整するものなんでしょうか。

学務課長、お願いします。

学務課長 ただいまのご質問でございますけれども、特別に特別支援にかかわる教員が配置されるというわけではございませんので、先ほどお話あったように、例えば校内の中で適している人材があれば当てはめていくことであったりとか、その中で育成していくとか、自分で頑張っていきたいということにおいて進めていくということになると思います。

なかなかまだ現在、特別支援免許を持っている方々で充足させるというのは難しい状況でございますので、配置については学級数に応じて定数になりますので、配置していく方向ではございますけれども、必ずしもまだ最初の段階ですので、全員が特別支援の免許を持っているというふうなところにはいかないと思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

市場委員。

市場委員 特別支援学級が充実していくというのは、基本的にいいことなんだと思いますが、一方でインクルーシブ教育というものがもてはやされ先進的な取り組みとされていることが多いと思います。

山形委員の考え方もお聞きしたいと思っていますんですけども、インクルーシブ教育について、考えや計画というのはありますか。どっちがいいとかというのは、それは多分どっちにもいい面と悪い面があって、理想だけ語ってもしようがないというところがあるんだと思いますけれども、その辺何かお考えみたいなものはありますか。

教育研究所長 あくまでも子どもの自立を目指して学校教育を行っておりますので、まずは子どもの学びの場として、子どもの学びの場は、どこがその子にとって一番能力を高めることができるのかという観点から、通常学級、また特別支援学級、特別支援学校とかという形で選択肢を考えながらも、当然能力は、例えば算数はできないけれども、国語はできるとか、図工ができるとか、いろいろその子その子によって能力は違いますので、状況を見ながら通常の学級と交流を行いながら、ともに学びながら子どもの能力を高めていくことが大切です。特に特別支援学級をつくったからということではなく、保護者の方にいろんな学びの選択肢から、子どもにとって一番いい場所を選んでいただいて、子どもの能力を伸ばしていくという観点から、できるだけ選びやすい場所というところで学級を開設しているような状況でございます。

市場委員 別にこの支援学級をつくったからといって、インクルーシブ教育を否定するわけではないでしょうし、両立していくものだというお考えでよろしいですか。

教育研究所長 はい。そのとおりでございます。

教育長職務代理者 今のご答弁だと、選択肢として選べるようにするというところに配置の意味があるんだろうということかと。

山形委員。

山形委員 山形です。

私も市場委員の意見がなくても、最後に意見をというときにインクルーシブの話をしたかったと思っていました。

設置率からして、他市やほかの自治体に比べたら、特別支援の理解というところが松戸市は遅かったのかなという部分があるかもしれません。その中で、まず100%を目指して選択肢を見つけていきながら、同時に保護者や子ども自身への理解を深めていって、100%にな

るのを待たなくても待ってもですが、どこか特区的なもので、それこそ教室の余り教室がないというところに人材を派遣して、インクルーシブを実践をしてみる特区的な学校があったりや、逆に人数が少ない学校に対してインクルーシブ、1クラスの人数を20人などにして、先生が1対1.5とかというような形での実践も、研究をこれからしていく方向性は持っていたきたいなという意見があります。

子ども自身の、特別支援学級などに行っている中で別に学ぶことで、違うと思っちゃう心が子どもは芽生えるような気がします。そこでの子ども自身への理解で、人を助けること、困っている子を助けることの思いやりの心なんかを育てる関係性で交流というのも、何となく交流授業にそれぞれ支援を受けているお子さんが交流授業に参加したときに、保護者の方が、お客さんみたいな感じで扱われていると言っていました。一緒に学ぶというよりゲストで、どうぞどうぞみたいな感じで、本当に交流したかといったら、そういう感じがなかったというようなのを何度か聞いたことがありました。

もう少し子ども目線になったときの部分や、一緒に学ぶこと、違いを受け入れること、人を助けることのチャンスなんかもインクルーシブやっていくと出てくると思います。それぞれ特別支援だけじゃなくて、通常学級にも学びにつまずいて苦しんでいる子だとか、サポートが必要だけれども特別支援を選択しない形の児童の方もいると思うので、その辺でインクルーシブの研究をぜひ進めていただけたらなと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見でございます。

そのほか、いかがですか。

なかなか全体の方向性とすれば設置を今回するという、またその学区を諮問するという議案ですので、それについてはおおむね前向きなというか、この議案についてのご意見というものは、特に問題ないのかと思いますけれども。やっぱりなかなか深い問題ですし、普遍的なこれから終わりのない取り組みだろうと思いますので、また他市と比べて遅れているというような発言も今ありましたけれども、遅れているのかどうかということも客観的に確認しながら、進めていかなければならないと思います。

本当にどちらがいいかわからないというところで、私がPTAをやっていたときにマラソン大会を見にいったら、最後、クラスみんなが応援しているんですね、ちょっとやっぱり知的障害があって足が遅い子をですね。見ている大人のほうがるうるして、それは勝手に大人が感動するだけですけれども。これは何か、何が芽生えているんだろうかというような

そういった場面というものが、きれいなことばかりではないですけれども、あるのかもしれないと思いながら。

ぜひ、県からは特別にそのための人員ということではなく、中で工夫をしてやっていくという中で、先ほどの巡回指導とか、相談員の先生方のほうの工夫もしていただいているということですから、ぜひそんなことで、よりよい特別支援教育に向かっていただければということかなと思います。

すみません。ほか、よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長職務代理者 ないようでございます。

教育長のほうから、よろしいですか。

教育長 はい、いいです。

教育長職務代理者 それでは、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第32号を採決いたします。

議案第32号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第32号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第33号

教育長職務代理者 次に、議案第33号「特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 指導課です。よろしくお願いいたします。

議案第33号「特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明させていただきます。

当該議案は、3月定例会市議会に議案提案するため、教育委員会会議にてご審議をさせていただきたく提案させていただきました。

改正する内容は、いじめ防止対策委員会委員報酬額の日額「8,500円」を日額「2万7,000円」に改定するものでございます。

改正する理由は、松戸市いじめ防止対策委員会会議における調査、審議内容が児童生徒の命にかかわる案件が含まれていること、さらに、その答申によっては、当事者双方の将来をも左右しかねない案件であることから、委員に対する職責が重いことを勘案し、現在の委員報酬の日額を改定したいと考えております。

さらに、当該委員の職務においては、調査を行い報告書が完成するまでの間、相当の期間が必要となりますが、正確な調査と児童生徒及び保護者の事実を知りたいという思いに応えるためには、できる限り迅速に作業をする必要がある上に、その作業量も膨大なものとなります。そのため調査期間中、委員は、会議当日以外にも膨大な作業に多くの時間を割くことになり、専門家としての本来の業務にまで支障が生じるなど、委員本人の時間的、経営的負担が大きくなります。

なお、日額 2 万 7,000 円の積算根拠でございますが、当該委員会の活動は聞き取り調査の範囲や事案の複雑さ地理的条件などに左右され、事案によって異なりますので標準的な活動量を示すことが困難でございます。

そこで、委員会を構成する委員のうち弁護士の方がいらっしゃいますので、平成30年9月20日付で、日本弁護士連合会が策定したいじめの重大事態の調査にかかわる第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドラインを参考にさせていただきました。本ガイドラインによりますと、弁護士の市民向け法律相談料金は30分5,000円、さらに別途交通費も発生し、往復90分以下だと5,400円、90分から180分だと1万800円、180分超えになると1万6,200円の手当が発生いたします。

しかしながら、この参考単価で積算すると、本市の場合、1回1人当たり会議2時間と、委員5人の会議資料作成時間の平均時間2時間で4万7,000円から5万8,200円になってしまい、委員の報酬単価としては余りにも高額であること、また構成する委員が弁護士だけではないこと、さらに現状を鑑みると1案件につき開催回数が10回以上を要することから、市の財政負担を少しでも抑えざるを得ないため、最低単価で再積算いたしました。

最低単価、30分5,000円掛ける2時間——平均開催時間です。税込み2万2,000円、通勤往復90分以下として最低単価5,400円を適用し、合計2万7,400円と算出しましたが、特別職の職員の給与及び費用の弁償の支給に関する条例で既に定められている委員報酬の最高額が2万7,000円であることから、これを本市の上限額と捉え、いじめ防止対策委員の報酬を日額2万7,000円が妥当であろうと判断したところでございます。

以上、雑多ではございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願

いたします。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第33号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問ありますか。

この提案があったこのタイミングでそういうご提案があったということについては、何かこうきっかけといたしますか、見直す端緒があったのでしょうか。ちょっとそこら辺切り口に、最初ご説明を添えていただければと思います。

指導課長。

指導課長 現在、他市のほうでも、いじめの重大事態の調査委員会は多く開かれておりますが、近隣市においては、この調査委員を集めるのに日額は非常に本市と同じぐらいで人が集まらない、要するに受けていただける方が少ないという現状があったことが一つ。

それから、松戸市においても、既に委員会のほうを開催した実例があり、大変負担感、委員さんの調整も含めてあったことから、今回、賃金のほうを上げる、日額のほうを上げるように判断しました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問、ご意見いただきたいと思います。

武田委員。

武田委員 ほかの委員の方のこういった日額幾らということ余り耳にする機会もないので、このたび、そうなのかというふうに初めて拝見したんですけれども、委員さんとして選ばれたから、皆さん一律にしなきゃいけないという意味合いは、今の説明でそういうこともあるのかと思ったんですが、立場の違う方を一緒にしなければいけないという決まりも、やはりあるんでしょうかね、今のを聞いていて少し疑問に思ったので。

教育長職務代理者 一般的な、何と申しましょうか、これに限らず、委員でお集まりいただく方々の職種も状況もいろいろである。あるいはその中には公務員の方もいる、そこら辺ともあわせてということでしょうか。

武田委員 そうです。

教育長職務代理者 弁護士さんばかりではないというご説明さっきありましたけれども、その

中で一律でないという可能性はないのかということでしょうか。

指導課長。

指導課長 他市の状況を見ても、一律であるところと、確かに職種によって変えているところもございます。ただ、松戸市の場合は、委員さんのご負担感等いろいろ考えた上で一律とさせていただきます。

教育長職務代理者 まず、一般的な枠組みについての質問かと思います。

あり方、ありよう、それと、いじめ防止対策という事案についての今度特殊性といえますか、緊急性みたいなものも、もしかしたら後で考慮に入れる必要があるのかもしれませんが、一般的なことであれば何かご確認事項あれば、ぜひ。

よろしいですか。

市場委員。

市場委員 意見ですけれども、今の武田委員からのご質問について言うと、いわゆる同一労働同一賃金ということでいえば、同一の金額ということは十分根拠があると思います。

それから、これぱっと資料を見たときに、8,500円から2万7,000円というのは、随分大きく上がったなという印象は持ちますが、恐らくいじめ防止対策委員会が機能するようになって、実際のご負担を勘案すると、恐らくこれぐらいが適当なんだろうという事務局の判断なんだと思います。この委員会の活動については時々ご報告いただきますけれども、確かに非常に大変なことをやられているんだなということを思いますので、適当な金額なんだろうと個人的には思いました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

山形委員。

山形委員 山形です。

この議案を伺って、その後、今ご説明があったように、細かく日弁連のこの推薦依頼のところから再積算していただいて、確かに職種によって金額を変えていくことも今後検討材料として考えていただきたいなというところと、きっとこの方たちというのは、弁護士さんは、もともと収入が安定されている中である意味金額が上がっても上がらなくても、もしかするとボランティアというか、誠心誠意、正義感だとか何とかしたいという思いがあるんだと思います。

そういうことを応援してくれるような委員会であることや、子どもを守るというところの誠実さを伝えることが大事なのかなと思います。この金額だけではない問題がこれから発生

するのと同時に、やっぱりスクールローヤーの視点として専属の、松戸市の子どもを守る弁護士さんを市としても、もっと応援して立てていっていただけるような視点感や、なる人が少ないのではなく、もっと子どもを守る人を増やしていこうというモチベーションなんかも上げていきながら、本当に大事ないじめに対しての対応をしてほしいです。いじめは一生にかかわる問題だと思います。

いじめのトラウマで学校に行けない子もたくさんいたりしますので、その問題解決のために松戸市がやっていることを、どんどんたくさんの人にも伝えていくという方向性の中で、この賃金に対してこういうリカバリーをしていきたいという動きは、いい動きだと思っておりました。引き続きよろしくをお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

特にコメントはないですね。

指導課長 はい。

教育長職務代理者 弁護士さんは収入が安定していると一概に言えないかもしれません。ごめんなさい、ちょっと補足といいますか。大変です、今、弁護士さん、イメージほど楽ではないと皆さんおっしゃっています。

この配付資料の中で、条例の本文とそれから別表があります。そこにいろんな委員の方の出ておりますので、またご参照いただいてなんですが、2万7,000円というのが、松戸市介護認定審査会委員、それから、障害者介護給付費等審査委員会委員という方々がいらっしゃいます。そのほか2万円という方が、美術品の選定評価委員、博物館資料選定評価委員会委員、戸定邸の保存活用審議会委員、それぞれ専門性の高い方々をキープするというのが背景に見てとれるように、これだけ見て思います。

私からの意見とすれば、この特に委員会については、やはり緊急に集まっていただく、繰り返し集まっていただくということと、資料を作成する、成果を文書としてつくり上げるという、すり合わせていくという過程もあるかと思います。先ほど、一般的には10日間ぐらいを想定するとみたいなお話もありました。ちょっとそこら辺はケース・バイ・ケースだと思いますけれども、そうなったときに、ある程度あがなうということが裏づけとして必要なのではないかという考え方については、お金のかかることではありますけれども、仕方がないといえますか、意味のあることかなというふうには感じております。

これは議会に出されるということですから、当然議会のほうでもご意見がいろいろあるかと思えますけれども、そこに送り出す議案として、教育委員会ではそのほか何かお聞きすべ

きことがあれば、感想をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

教育長、お願いします。

教育長 8,500円から2万7,000円という単純にこれが出てくると、本当に大きな違和感を感じざるを得ない議案になると思いますけれども、この金額の変化は、いじめ防止対策委員会の重要性ですとか、それから後ろに抱えるいろんな状況の変化ですとか、そういったことから理解していただければなというふうに思います。

昨日は新年講話ということで、私からいろんな話を職員にしたんですけども、そこでも触れたんですが、全国で1,724自治体が今あります。その中で松戸市の人口規模というのは三十何番。市長さんとか市民課の予想では、今年中に50万人は超えるだろうと。本当に大きいし、存在している場所が首都圏の周縁部、やっぱり全国で抱えるいろんな教育に関する課題を残念ながら持っているそういう環境にあるということです。

ですから、全国のいろんな教育長さんたちと会うと、ほとんどの方がいじめの重大事案ということは経験していません。でも、本市は残念ながらそれが起きてしまうような状況にあるということです。委員になられる方々は、本当に大変な問題を多くの時間を使って解決しなければいけない、そういう重大な役割を担わなきゃいけない。ですから、8,500円と決めた当時はまた状況が全然違って、それからの本当に大きな変化の中であって、こういう議案にならざるを得ないというふうな状況をぜひ理解していただければなというふうに、よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

先ほど山形委員からもご意見の中になりましたけれども、これは何といいますか、市がやっていることではもちろんあるんですけども、市の立場に立っちゃだめなんですよ。弁護士というのは、必ず利益相反という必ず非常に真っ先に考えますので、どちらのために動くかというのに非常にこう敏感にいろいろ考えられる方です。ですから、本当にやっぱりそれなりの、弁護士さんだけではないですけども、弁護士さんという一つの基準で考えたときには、やっぱりしっかりと取り組んでいただけるだけの土台だけをつくってほしいというところの姿勢を示すということかなと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長職務代理者 それでは、ほかはないようでございますので、以上をもちまして質疑及び

討論は終結といたします。

これより議案第33号を採決いたします。

議案第33号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第33号は原案どおり決定いたしました。

本日、予定していた議題は以上です。

◎その他

教育長職務代理者 その他に移ります。

事務局より報告がありますでしょうか。

指導課長、お願いします。

指導課長 お願いします。

お手元のほうに配付させていただきましたが、本日各学校に、松戸市文化部活動のガイドラインについての配付を予定しております。

ガイドラインについては、検討委員会を編成し、校長会等の指導助言をいただきながら、昨年10月より作業部会を含む3回の検討会で作成してまいりました。

昨年の1月に発行された運動部活動指導の指針をもとに、平成30年12月に文化庁から出された文化部活動のあり方に関する総合的なガイドラインと、平成31年3月に千葉県教育委員会から出された持続可能で充実した文化部活動のガイドラインの内容に準じて作成編集してあります。

青色の冊子は小学校版で、緑色の冊子については中学校版ですが、高等学校においても適用してまいります。内容につきましては、学校での運用がしやすいように、運動部活動の指導の指針に倣った形となっておりますが、小学校において文化部活動では音楽系に限られ、かつ1年を通じた活動という継続的な活動となることから、コンクール、大会だけではなく、さまざまなイベント等演奏の機会を想定して、休日等の扱いを配慮したものとなっております。

また、中学校版においても、休日の活動に対する配慮によって、休養日の設定を流動的にすることで効率的で効果的な活動を目指すよう考えております。働き方改革の観点から、顧問に大きな負担がかかる活動にならないような留意する旨の内容も記述しております。常に

生徒ファーストを心がけ、学校や生徒の実態に応じた効率的で効果的な活動を求め、このガイドラインに沿って、各学校で活動の方針を検討するようお願いする次第です。

なお、この松戸市文化部活動のガイドラインについては、後日、松戸市ホームページによって公表する予定であります。

以上で報告を終わらせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

これ資料は、ここだけですか。

指導課長 はい。

教育長職務代理者 今後またいろんな手順で確認作業をしていただくということで、傍聴人の方には、もしかしたら配布されていないですね。

指導課長。

指導課長 まだ、公表ができていないので、本日、校長会にて初めて各学校に通知するものになりますので、それ以降ホームページで公表させていただければと思います。

以上です。

教育長職務代理者 傍聴人の方には、申しわけありません。ご理解を賜ればと思います。

今、初見だと思いますが、何か感想あれば。

よろしいですか。

さまざま文化庁から始まって県へと来て、市でつくっているガイドラインということでありまして、大きく外れたものではないんだろうとは思いますが、年間何日程度の休養日を云々といったことも具体的にも入っているものでもあります。かつ柔軟にある程度対応は現場で判断できるようにもなっているということでしょうか。ご確認ください。

そのほか、事務局からは以上ですか。

それでは、委員の方からいただきたいと思います。

今日は、武田委員と、あともうお一方は伊藤委員でしたか。

じゃ、武田委員からお願いします。

武田委員 昨年の話なんですけれども、7月9日、8月26日、10月16日と打ち合わせをして、10月29日、11月5日という2日間で1クラスに4コマの形で特別授業というものを行いました。手元にレポートがあるかと思うんですけれども、「金砂子を使って作品をつくってみよう」というものです。

これをやろうと思った一つの考え方というのが、松戸市の文化財に指定された松戸神社の

神楽殿の天井画ですね。ああいったものを選定しても、結局どのぐらい子どもたちが周知するんだろうかというところを、どういった環境でそういうものを見る機会とか、知ってもらい機会とか、覚えてもらう機会というのがつくれるんだろうというふうに考えて企画しました。たしか、元泉校長が、美術部の子どもたちに向けて、神楽殿の絵のほうの模写というものをやっただきさせて、駅のギャラリーに発表している作品を見せていただきました。

すごく良い取り組みだなと思ったんです。そういった形で記憶に残る機会を持つというのはすごくいいなと思ったんですが、美術部の生徒だけではなくて、一般的に子どもたちというのはどういった形ができるだろうというところ、さすがに模写はちょっと難しいなと思いました。そこで、何かできるだろうというところで、金砂子という背景に使っている日本画の技法を使ったものを考えました。

今年はオリンピックイヤーに入るんですが、オリンピックというのはスポーツの祭典でもあるけれども、文化の祭典ですというふうにならうなというふうな感じですね。文化庁のほうでは、リオオリンピック以降に「beyond 2020」といって、各地の自治体の津々浦々でいろんな文化活動をやっただきようよと、世界に日本を発信しようということに力を入れています。そこに別段乗らなくても乗っても、松戸市としてもやっただきけることは何かあるんじゃないだろうかと思いました。私が常々思っているのが、「日本画」というけれども、日本画が何を使ってどのように描かれるのかを知らない日本人が多いことは、すごい恥ずかしいことで、海外の人に「日本画」というのは何で描かれているのと聞かれたときに、答えられない日本人だらけというのはすごく恥ずかしいことではないだろうか、ということです。

このたび、子どもたちに覚えてもらったのが、「にかわ」というキーワードで、「にかわ」という日本古来の接着剤に当たるものを使って、絵画的、あるいは工芸的な要素がたくさんつくられているというものを。まず、つくるとは楽しいんです、子どもは絶対に、それはやります。だけれども、それが、どんな方法でどんな作品が過去にあっただきこういふことを出来るのかというところを、実践授業の前に子どもたちに画像や本などで鑑賞してもらいました。これは教科担任の先生がいなとなかなか難しかったと思うんですけれども。

最初に3日間、学校に教科担任の先生とのサンプルづくりと研修に行かせていただきました。その時に、子どもたちに鑑賞させる過去の作品も選びました。第一には松戸の神楽殿の天井画、それと国宝であるものの中に、平家納経であるとか、古筆いわゆる仮名文字ですね、その料紙であるとか、あるいは仏像。各所、修学旅行に行きますけれども、ただ漠然と見るのではなくて、衣の模様にな截金という金箔で施した細工があるということをや頭のなかに何とな

くイメージしながら行ってもらうのと、知らないで見るのでは何か違ってきてくれたらいいなというところで、一つでも日本の文化のものを記憶に残しつつ、それに類似した体験をすることでそれが定着したらいいなと思いました。

授業の最後に、子どもたちに質問で、今日使ったものは何ですかとあって、「金箔で、接着に使ったものは何ですか」、「にかわ」というような単純なコールアンドレスポンスみたいな感じのことで終わったんですけども、そのたった2つのキーワードを覚えてもらうだけでも、知らないのと知っているのでは大きく違ってくるのではないかという、もう単に私の思いだけでさせていただいたんですが。

意外とありがたかったことに、一昨年卵殻を使った工芸の手法というのを北部小で授業をさせていただいたんですが、今回もタイトな時間の中で、先生も初めて触れる素材ということで、授業の時間よりもその前の時間に大分時間を割いたんですが、すごく熱心にサンプルづくりに取り組んでいただいたことと、実際に授業をやるときも準備は完璧にしてくださったことは嬉しく思いました。今回、常二小だったんですが、常二小は吉本先生がなさってくださいました。前回もそうですが、本当に先生が前向きに取り組んでくださったおかげで、何とかタイトな授業時間の中でやり切ることができたなど先生方の姿勢に感謝しました。

また、子どもたちも非常に楽しんでやってくれたことに、金というのは誰でもテンション上がると思うんですけども、もう本当に喜んでやってくれて、その姿を見ているだけでも幸せ感がありました。また、今回、教育委員会の中から、美術館準備室の小川さんという学芸員の方にいらしていただいたんですが、彼女のコメントもこのレポートにも載せてあるんですけども。

「今回の授業は、工芸や日本画の技法とふだん余り目にすることのない素材に触れるよい機会であったと思います。児童は、にかわや金箔など日本の伝統的な材料を学習し、講師の指導のもとで技法を体験しながら、自分のイメージを自由に作品にしていました。また、今後、児童たちは修学旅行などでさまざまな日本美術に触れることでしょう。今回の授業で学習したことは、そうした機会に作品を理解するヒントになると思いました。」

というコメントをくださりまして、私の思いと非常に合致していただきまして、ありがたかったなと思っております。後ろに授業風景と作品の写真を1点ずつ載せていただいたんですが、この下の、雷という山を描いた作品、これ本物を見たらもっとすばらしいです。私が思っていた以上に、子どもたちは自由に思い切りよくやってくれて、本当にすごいなと実感したのが、本当に感想であります。

文化庁のオリ・パラに続く文化の祭典というところで、よくこれ机上の話だなと思うんですが、「文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸問題を乗り越え、成熟した社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていく」とは、何のことだろうと思いますよね。だけれども、授業での子どもたちの自由闊達な作業を見たときに、新しい発想を生み出す能力を一つずつ積み上げていく作業というのは、こういうことなんじゃないかと。こんな難しい言い方をされなくても、子どもの絵のほうがすごく説得力があって、私としては、これが本当に実感なんだなというふうに体験的に思いました。

また、手を挙げてくださる校長先生がいらしたら、いろんところでこういった日本文化にかかわる何か授業に取り組めたらなど、私としては思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

続きまして、伊藤委員。

こちら紙の資料で、1枚お配りしてあります。

伊藤委員 私は、昨年12月14日に、松戸市図書館と千葉大学園芸学部の共催での企画で、講演会と、その後、千葉大学附属図書館の松戸分館というのが新しくできましたので、その見学をさせていただきました。

その報告です。簡単に気づいた点をメモにしてありますので、見ておいていただければと思います。

園芸学部長の講演では、千葉大学園芸学部の歴史を中心にお話がありまして、設立が1909年ということでもう100年以上続いており、私どもの関心からいうと、イタリア式庭園とかフランス式庭園とかイギリス式庭園というのがよく知られているんですけども、これも開設された当時から順次つくられて、現在まで至っているということで、非常に長い歴史のある園芸学部ということでした。またこれまで、戦前・戦後を通じてフランス式庭園や、その隣にあった講堂などでいろんな行事が行われていたということで、その辺はちょっと今とは少し違うのかなという感じがしました。

印象としては、そういう長い100年以上にわたる歴史がわかって非常に興味深かったということと、数年前にこの園芸学部が移転するというところでいろいろ話題になって、結果的には現状にとどまっていたんだんですけども、そういう意味から考えても、長い歴史のあるそういう伝統的な学部が松戸に残ってよかったなというのを改めて思いました。フランス式庭園等のすばらしい施設をこれまで行われていたようないろんな形で、市民のためにもっ

と活用できればいいなというふうに感じました。

それから、そのフランス式庭園のすぐ隣に、昨年11月にできたばかりですけれども、千葉大附属図書館松戸分館というのができて、そこも見せていただきました。2階はアクティブラーニングスペースとグループ学習室で、会話をしながら学生が勉強できるスペースになっていて、壁がホワイトボードになっている他、可動式の椅子やテーブルも最新式のもので、コンピューターも設置されていて、非常におもしろい感じがいたしました。

それから、3階は通常の図書館のイメージで静寂フロアというふうに呼んでいて、中央に8万冊の蔵書があり、建物の四方、ガラス窓に沿ってずっとテーブルと椅子が置かれていて、それぞれの席の間隔が非常にゆったりとしていて、全部席がうまれば60人以上の学生が座れて勉強できるようになっていました。

それから、千葉大園芸学部は、留学生が100人以上いると思いますが、かなり多いので、留学生向けのコーナーも図書室にあって、日本語の勉強の教材とかも置かれていて留学生への配慮が見られました。

それで、予算の制約もあつたらしくて建物のほとんどがコンクリートの打ちっ放しになっているんですけれども、モダンな外装で、内部も学生が利用しやすい工夫がなされているように感じました。学外の一般の人たちの利用は、図書の館外貸し出しはできないんですけれども、閲覧をすることはできて自由に入れるので、園芸学部の庭園等を訪れた機会に、図書館をのぞいてみるのもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

以上、資料2点、ご報告いただきました。

山形委員はよろしいですか。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 市場委員、はい。

それでは、報告事項は以上といたします。

それでは、ほかないようでございますので、議事進行を教育長にお戻しいたします。お願いいたします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 令和2年2月定例会でございますが、令和2年2月13日の木曜日、午後1時より、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

令和2年2月定例教育委員会会議は、令和2年2月13日の木曜日、午後1時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和2年1月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時00分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員